

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 9 条 (略)</p> <p>(基準価額の算定に係る用語の定義)</p> <p>第10条 規則第53条に規定する細則で定める用語の定義及び計算方法は、次に掲げる事項について当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 残存受益権口数 元本が1口1円以下の投資信託は、1千口、<u>1万口、10万口又は100万口等の適切な口数</u>を1口に換算する。</p> <p>なお、外貨建投資信託については、所定の単位とする。</p> <p>(6) 基準価額 基準価額は、円位未満四捨五入するものとする。ただし、信託終了時には、銭位未満四捨五入で計算するものとする。<u>(前号の残存受益権口数につき、10万口以上の口数を1口に換算する投資信託の信託終了時には、円位未満四捨五入とすることができる。)</u>。</p> <p>なお、外貨建投資信託は、市場流通単位とし、単位未満は四捨五入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成 28 年 7 月 21 日から実施する。</u></p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第 1 条～第 9 条 (同 左)</p> <p>(基準価額の算定に係る用語の定義)</p> <p>第10条 規則第53条に規定する細則で定める用語の定義及び計算方法は、次に掲げる事項について当該各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1)～(4) (同 左)</p> <p>(5) 残存受益権口数 元本が1口1円以下の投資信託は、1千口<u>又は</u>1万口を1口に換算する。なお、外貨建投資信託については、所定の単位とする。</p> <p>(6) 基準価額 基準価額は、円位未満四捨五入するものとする。ただし、信託終了時には、銭位未満四捨五入で計算するものとする。</p> <p>なお、外貨建投資信託は、市場流通単位とし、単位未満は四捨五入するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>